

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称	豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会 (令和4年度 第1回)	
事務局(担当課)	政策経営部 区民相談課	
開催日時	令和4年5月19日(木) 午後2時00分～3時48分	
開催場所	豊島区役所本庁舎8階 議員協議会室	
議 題	<p>諮 問</p> <p>(1) 諮問第1号 オンラインによる証明書の申請及び転出届に係る電子計算機の結合</p> <p>(2) 諮問第2号 児童相談所における夜間・休日電話相談(全国共通ダイヤル189を含む)受付業務委託に係る措置</p> <p>(3) 諮問第3号 新型コロナウイルス等に係る給付金に関する諮問について</p> <p>(4) 諮問第4号 ヤングケアラー実態調査事業に係る個人情報の目的外利用</p> <p>(5) 諮問第5号 令和4年度ヤングケアラー実態調査に関する調査委託に係る措置</p> <p>報 告</p> <p>(1) 改正個人情報保護法に関する報告</p>	
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数0人
	会議録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開 (理由) 豊島区行政情報公開条例第7条(2)に該当するため
出席者	委 員	草葉 隆義(会長)、村山 健太郎、河原 弘明、小林 ひろみ、辻 薫、紙子 陽子、國松 省三、田中 治、戸内 洋二、苗加 一男、升元 美和 計11名
	説明者	総合窓口課長、税務課長、児童相談所設置準備担当課長、子ども家庭支援センター長
	関係人	情報管理課長
	事務局	政策経営部長、区民相談課長、区民相談担当係長(行政情報)

審 議 経 過

No.1

区民相談課長：それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、欠席が岡委員でございます。松戸委員が遅れていらっしゃるようでございます。

傍聴の方はいらっしゃいません。

本日の資料の確認をお願いいたします。

二度にわたって送付させていただきましたが、ご持参いただけましたでしょうか。送付いたしました資料は、諮問資料1から3、及び追加資料として、諮問資料4でございます。報告資料1については、机上配付とさせていただいております。不足している資料がございましたら、お声がけいただければお持ちいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、開会につきまして、草葉会長、よろしくをお願いいたします。

会 長：ただいまより、令和4年度第1回豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

本日は、諮問事項5件、報告事項1件を予定しております。まん延防止等重点措置は解除されておりますが、いまだ感染者数は高止まりが続いております。本日も速やかなる会議の進行を目指し、会議時間は1時間程度をめどとしたいと考えております。皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、早速審議に入りたいと思います。

議題に入ります。議題の諮問事項につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

区民相談課長：それでは、豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項の規定に基づき、次の事項について諮問いたします。

諮問第1号、オンラインによる証明書の申請及び転出届に係る電子計算機の結合。

諮問第2号、児童相談所における夜間・休日電話相談（全国共通ダイヤル189を含む）受付業務委託に係る措置。

諮問第3号、新型コロナウイルス等に係る給付金に関する諮問について。

諮問第4号、ヤングケアラー実態調査事業に係る個人情報の目的外利用。

諮問第5号、令和4年度ヤングケアラー実態調査に関する調査委託に係る措置。

以上、5件でございます。

諮問3及び報告1は区民相談課からのご説明となることから、順番は前後いたしますが、諮問1の次に諮問2、その次に諮問4、5、最後に諮問3をご審議いただきたいと思いますと考えております。

それでは、審議のほど、よろしくをお願いいたします。なお、ご発言いただく際は、録音の関係から必ずお近くのマイクをご使用くださいますようお願いいたします。ご使用の際はスイッチを押していただき、発言が終わった際はスイッチをお切りくださいますようお願いいたします。

会 長：それでは審議に入りたいと思います。よろしくをお願いいたします。

審 議 経 過

No.2

区民相談課長：それでは、資料1、諮問第1号について、区民部総合窓口課長よりご説明申し上げます。

総合窓口課長：総合窓口課長でございます。

今回は、総合窓口課と税務課、共同での諮問ということになりますので、税務課長も同席しております。どうぞよろしくお願ひします。

会 長：着座でご発言いただいて結構です。

総合窓口課長：ありがとうございます。では、これ以降、着座にて説明させていただきます。

では、資料1をお取り出してください。

今回は、電子計算機の結合ということで諮問いたします。件名は、繰り返しになりますけれども、オンラインによる証明書の申請及び転出届に係る電子計算機の結合でございます。

項番2、業務の概要です。1、内容、区が発行する住民票の写し等の各種証明書について、来庁せずにパソコンやスマホを使って請求とクレジットカードによる決済を行い、自宅に郵送で交付する事業であります。また、転出届についても、同様にオンラインにより受け付けるというものです。これ以降、パソコン及びスマホという記述がありますが、実はパソコンのみではこの仕組みが完結できない仕組みになっておりますので、便宜上、スマホということで統一します。

では、この内容について詳細を説明いたしますので、恐れ入りますが、参考資料1、ページで言いますと7ページです。資料1の参考資料1というものをご覧ください。証明書オンライン申請等の事業ということでございます。事業1については、今説明したとおりです。ちなみに、開始時期ですけれども、令和4年8月より順次開始を予定しております。

対象となるもの。大きく分けると二つあります。証明書と転出届でございます。証明書のほうは、総合窓口課が扱うものと税務課が扱うものに分かれます。総合窓口課で扱うものの中には、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部事項、戸籍の附票等でございます。税務課のほうでは、納税証明書、課税証明書となっております。

項番3、背景と目的です。現在、証明書の交付、基本的には窓口にいらっしゃるか、郵送請求か、コンビニ交付です。この三つというのは、それぞれニーズがあると思うので、これがどれかなくなるということはないと思います。

今回のものについては、この郵送請求がしやすくなるというイメージを持っていただければいいかなと思います。従来の郵送請求が必要であった請求書をプリントアウトまたは手書きで書いていただくんですが、そういった手間や手数料に係る小為替の購入代の利用者負担の低減、また、受付までの郵送日数の削減を図りまして、非来庁型サービス、もともと郵送請求は非来庁型でありますけれども、これが便利に使えるようになるというものでございます。

4番、利用者の申請の流れです。スマホを使ってということで、本当に大ざっぱなイメージでございますけれども、利用者はグラファーという事業者のサービスを使うんですが、スマート申請というサイトにアクセスします。事前に登録が必要になり

ます。

②マイナンバーカードを使います。実はこれ、マイナンバーカードを使わない場合というのがあるのですが、原則的には使うというふうに覚えておいてください。マイナンバーカードの公的個人認証です。厳密に言うと、マイナンバーカードそれ自体というよりは、中にある公的個人認証、J P K I を使うというものです。本人確認を行います。これが②です。

③手数料は、クレジットカード決済を行います。

④申請内容を確認して申請ということで、お客様の申請の時間は、かなり短縮されるかなというふうに思います。

我々は、この内容を受け取りまして、既に手数料も決済をされております。どういふふうにお返しするかというと、現行の郵送の流れと同じで、証明書を出力して、審査をして、封筒に入れてお返しをするということです。申請から大体2日から5日ぐらいいお返しできるかなと考えています。現行ですと、例えば、お問合せがあった場合は、1週間から場合によっては10日ぐらいいかかりますよとお話をしますが、それは短縮されるかなと思っております。

本体の資料へお戻りください。1ページ目です。2の対象者です。証明書のオンライン申請を利用する方、メインは区民ということなんですけれども、今回戸籍も扱いまして、また前住所が豊島区ということもありますので、区民に限らないということでございます。

3番、相手方、株式会社グラファーということで、今回、マイナンバーカードを使って、スマホを使って、こういった証明を発行するという仕組みが、我々が調べた時点ではグラファーしかなくて、グラファーと随意契約をするというものでございます。それについては、契約課に確認済ということで問題はないということです。

4番、結合方法です。それでは別紙1をご覧くださいませでしょうか。5ページ目です。これは、この仕組み全体を説明しているのですが、今回の電子結合のこの部分というのが、図示しておらず、大変申し訳ございません。ただいまちょっと口頭で説明申し上げます。

下のほうをご覧くださいと、四角が二つあって、右側に豊島区とあります。ここがスタートで、上のほうに上っていただきます。豊島区、これは我々ですね。職員側とってください。

その上、雲みたいな形があってLGWAN、LGWANというものを使って結合しているんですが、そのLGWANの向こう側、LGWAN-ASP事業者、実は、今回のグラファーの仕組みをLGWANを使って接続するためには、このLGWAN-ASP事業者、事業者を介さないといけないということになっています。ですから、豊島区が出てきて、その次にLGWAN-ASP事業者、インターネットを介して大きな四角があって、これがAWS、Amazon Web Serviceといふグラファーの仕組みが載っているところになります。

インターネットに接続して職員向けサービスというのが真ん中辺にあると思いま

審 議 経 過

No.4

すが、この職員向けサービスと豊島区、ここを結ぶ1本の線みたいなのをイメージしていただければと思いますが、ここが電子計算機の結合の部分となります。

それ以外の部分は、上のほう、利用者ですね。利用者の方が、どういうふうここに接続するか、ですとか、先ほど申し上げたとおり、手数料はクレジットカードで支払いますので、左下のほうには、その業者、指定納付受託者ですとか、マイナンバーカードを公的個人認証を使います。それは、署名用電子証明書ということです。これは、有効か、失効しているかというのをJLISが判断したりということでございます。

ただ、繰り返しになりますけれども、今回の結合を諮問する内容は、私が最初に説明した右下のところですね。この部分のみということになります。

資料1ページ目にお戻りください。項番2の5、理由です。証明書交付の申請や転出時に必要な手続をオンラインで受け付けることで、非来庁型サービスを実現し、利用者の手間、負担を軽減し、利便性向上を図るためでございます。

項番3、一括承認基準の該当はございませんでした。

項番4、過去の類似案件ですが、マンガの聖地としまミュージアム整備に係るインターネットサイトによる寄付金の募集・受付・収納代行業務に係る電子計算機の結合(30答申第5号)が類似案件でございます。

項番5、諮問理由。新規の事業であり、一括承認基準に該当がないためでございます。

項番6、取り扱う個人情報です。これはまた、別表というものがございまして、2ページ目です。次のページをお開きいただけますでしょうか。この仕組みの中で取り扱う項目でございます。先ほど申し上げたとおりで証明書の請求、あと転出届というのがあります。証明書の中にも、総合窓口課が扱う分と税務課が扱う分があります。ちょっとそこで使う仕組みが違いますので、パターンは三つあるんですが、表の真ん中辺、見ていただくと共通というのがあります。各項目共通のものと、3パターンのもので、合わせて四つに分類されています。それぞれ左側の項目がどういうものか。

例えば、1番、申請者の氏名は全部に共通するものでありますし、項番5、申請者の性別というのは、転出届のみで使うというものでございます。こういった項目が24個ございます。理由につきましては、一番右のところをご覧ください、申請者の氏名などは個人を特定するために必要でありますし、例えば、電話番号は連絡を要するため、それぞれ理由が記載してございます。

大変恐れ入ります。また、1ページ目にお戻りいただきまして、最後です。項番7、電子計算機の結合する時期及び期間ということで、本審議会の承認後ということで、利用の申込みは、承認いただければ6月1日に申込みをして、そこから、指定納付者の手続等で2か月かかったりというのはありますので、最短でいって8月1日ぐらいから、1日からできるかちょっと、これからですけれども、8月中に稼働ということでございます。

なお、印鑑登録証につきましては、条例改正の手続が必要で、次の定例会にかける

審 議 経 過

No.5

という予定がありますので、印鑑登録証だけはサービスインが遅れるという予定で
ございます。

そして、今回、電子計算機の結合のみで挙げてまして、業務委託が入っていないと
いうところですが、グラファーに対しては、利用申込という手続で行います。
業務委託契約で行うものではございません。利用申込については、資料の最後から2
ページ目のところ、参考資料5、35ページだと思いますが、そこにあります。こう
いったものを使って利用申込をするという形です。既にあるサービスについて、一定
期間というか、使うという契約になります。多少のカスタマイズ等はありませんけれど
も、それは、この利用申込の範囲内でできるというものです。

ただ、業務委託契約を結びませんので、契約書の仕様書の特記事項に記載すべき個
人情報の取扱いがご心配だと思います。それで、その部分は、9ページです。参考資
料2をご覧ください。これは、例えば業務委託をする場合ですと特記事項をつける
ということでもありますけれども、その特記事項と、今回、利用申込するグラファーが持っ
ているプライバシーポリシーであったり、利用約款であったり、あるいは、一般的な
法律であったりというもので、この特記事項に相当する部分が抜けがないかという
チェックをしています。それがこの表です。1ページ、2ページ、3ページにわたっ
て比較をしてありまして、ほぼ抜けがないということだったんですけども、10ペー
ジ目をご覧ください、再委託の制限のところですね。特記事項で言うと第7条です
けれども、これについては項目がございませんでしたので、さっきご覧いただいた利
用申込書です。その特記事項に再委託の際の、別途協議についての文言を入れてま
して、それによって本来、委託契約であれば、取り交わす特記事項についての内容は
網羅してるかなというふうに思います。

そのように漏れは今のところないという判断ですけれども、もし利用開始までに、
そういうものがもしあった場合ですけれども、双方で確認をして、利用申込などに盛
り込んでいくということですので、漏れはなく、手続ができるというふうに
考えております。

少し早口で申し訳ございませんが、説明は以上でございます。

会 長：それでは、今のご説明につきまして、何かご意見、ご質問はありますか。

A委員、お願いします。

A委員：これは前回、たしかやった p i p i t L I N Q という、いわゆる銀行業界、銀行に
対しての問合せをやる、そういうときに LGWAN と、 LGWAN - A S P というの
を使うやり方がありますよという、やったやつだと思います。やっぱりそういう点で
は、一つは、ちょっとそういうクラウドを実際上の行政が専門に使っているものとの
間で民間のことを結合するという点については、私は慎重というか、反対という立
場であります。結合についてはね。

結論はそういうことなんですけど、併せてちょっと、改めて今の説明も聞いて、今回、
ちょっと今までと違っているなと思った点について、確認をしたいと思うのですが、
まずは、これは業務委託ではなくて、利用申込ということなので、先ほどのように再

審 議 経 過

No.6

委託のことがなかったから、それはちゃんと書きましたよというようなことがありました。

逆に、サービス利用約款をちょっと見たときに、ちょっと読み込みが間違っているかもしれないけど、24ページを見たときに、10条で利用上の注意ということで。本サービスは、住民がお客様に電子申請を行うこと及び書面の作成を補助することを目的とするサービスです。だから、実際上それがうまくいかななくても、なぜか、手続については一切保証をしません。手続が完了しなくても、一切の責任を負わないという、こういうふうに書いてあると、いやいや、ちょっと本当にそれでいいんですかと思ってしまうわけですね、普通に考えて。

つまり、実際上、区民あるいは、ここで言うお客様ではなくて、利用者が、住民が使って、何か例えば、住民票を取ったり、戸籍を取ったりしたときに、何らかのどういう事情だか分かりませんが、うまくできなかった、あるいはもう一つあるのは、今回、転出の届けをこれでできるという、転出届が実際上、もしできなかったとしても、このグラファーというところは、何の責任も負いませんよというふうにしか、ちょっと読めないものですから、いや、そういう契約でいいんでしょうかというのは疑問に思ったんで、どうでしょうか。

会 長：課長からお願いします。

総合窓口課長：そういった場合、お問合せは区に来ると思いますが、区の側で責任を持ってグラファーとやり取りしていくんだらうと考えます。グラファーは、お客さんに対しては、直接はしないという意味合いだと私は捉えました。区のほうに問合せがあったというときに、区はそうは言っていただけませんので、どこにエラーがあったかというのは、きちんと調べていかなければいけませんから、そういったところは、区が間に入ってきちんと解決していくべきものだらうと思っております。

会 長：A委員、お願いします。

A委員：21ページも、ここに書いてあるお客様というのは区ですよ。自治体ですよ。そういうふうにしてあって、あと全部自治体がやっってくださいになっているので、さすがにちょっと、イメージとしてあまりにもこれ、向こうが強過ぎる感じがするんですね。当初の説明の中で、今こういう事業をやっているのがグラファーしかなくて随意契約ですよというところになってくると、ちょっと心配になってます。もともと反対なんだけど、反対だけ心配というのは、言い方は変ですが、ちょっと大丈夫でしょうか。

会 長：課長お願いします。

総合窓口課長：利用申込は、先ほど申し上げたとおり、6月1日です。それまでに、これだけでは、この部分だけではないかもしれませんが、きちんと洗い出して、そういう箇所があるかもしれないから洗い出しをして、これは確認をしていくしかないかなと思いますので、一番は区民の皆さんが安心して使えるようなシステムでなければいけないので、そういうものにするように、しっかりと内容を確認したいと思います。

審 議 経 過

No.7

会 長：B委員、お願いします。

B委員：すみません。何点かあるんですけども、まず、資料の前に出てくる順番から申し上げますと、資料1の、参考資料1のところでもいいんですけども、マイナンバー、先ほどマイナンバーの中の公的個人認証サービスによる本人確認が原則だということなんですけど、マイナンバーをカードによるほかという場合で、②の場合の下の米印のところなんですけど、免許証等の画像データ添付による場合がありますと。これ、マイナンバーカードを持っている方が全員ではないので、必要になることがあると思うんですけども、その顔写真つきの本人確認証明書というのは、来庁した方との顔を照合できるから写真が意味があるので、運転免許証というのは、かなり日常生活で他人に提示して、一旦預けたりすることが多い証明書なので、これ一点で遠隔地からオンラインで取得ができるというのは、かなり不安があるなというふうに思います。例えば、本人でなくては持っていないであろう証明書類を複数要求するとか、健康保険証であるとか、パスポートであるとか、そういうものの写しと合わせてとか、そういうことは考えられないかなというのと。あとは、決済方法がクレジットカードに限られているのであれば、本人名義のクレジットカード以外は駄目だということは考えられるかなと思います。

私も、こういうセキュリティーのこと、全然詳しくないので、ここで安全な方法というのを提案できるわけではないんですけども、今までもほかの自治体とか、事故事例とかあると思うので、住民票取得とか、課税関係の証明書などは非常に、ふだんはセンシティブに扱っているものなので、何かそういう事例を調査された上で、もうちょっと安全な方法が必要ではないかと。マイナンバーカードを使わない場合について、特にというふうに思うのが一点です。

会 長：事務局、課長のほうから今のことについて、ご答弁いただけますか。

総合窓口課長：まず前段に、とある区で、別の事業者の仕組みでやったときに、免許証の写真と現在の写真を撮って、比較をしてというやつだと思います。それで住民票を請求といったときに、総務省からちょっと待たがかかったということです。まず、総務省のほうも、法務省のほうもそうなんですけども、こうやって電子申請の場合は、こういったものを使って本人申請しなさいという規則があります。正式名称を申し上げます。総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則。その第4条に、電子申請、電子情報処理組織により申請するときは、基本的には、公的個人認証を使いなさい。ただし書がありまして、ただし、行政機関の指定する方法でやった場合は、そっちでもいいですよというふうになってます。いいですよというのがあるので、とある区はやったらいいんですけども、所管の総務省から、それはどうなのと言われまして。その後、取扱いが改正されまして、住民票と附票のときは、こうやって個人認証を使わないと駄目ですよとなっています。

それも受けまして、今回、まず転出届は公的個人認証を使います。マイナンバーカードを使った特例転出につなげるので、これは必須です。証明書のほうですけども、今言ったように住民票と戸籍の附票、あと印鑑登録証もそういうふう書いてあ

審 議 経 過

No.8

ります。戸籍は、原則、さっき申し上げたただし書ではなくて、原則、公的個人認証を使おうと思ってます。総合窓口課で扱うものについては、マイナンバーカード、公的個人認証を使って申請してもらおうというふうにしています。

税務課長：税証明の郵送についても、今までもご本人のみの申請ということ、原則ご本人のみの申請、郵送の場合は。そして証明書については、ご本人の現住所に送るところになっております。また、そのときに、添付して、郵送のときに添付していただく証明書というか、コピーなんですけれども、現住所や氏名、生年月日が分かる官公庁発行の証明書ですとか、健康保険証のコピーを送ってくださいというのを今でも郵送のときもやっておりました。これはただし書のところで、特別区民税、都民税、証明書交付事務要領というのをうちのほうの税務課で規定しております、それにのっとってやっているものでございます。

郵送申請を拡大するという意味合いですので、電子申請についても、この要領のほうを改正する形で、同じようなもので、免許証ですとかそういったものでやるというところで考えているところでございます。

会 長：課長からまたお願いいたします。

総合窓口課長：他人名義のクレジットカードの支払いですけれども、確かに、他人といったときに、例えば親御さんであったり、クレジットカードの名義だけではなかなか判断難しいかもしれません。他人名義のとき、決済会社がNGにしているかちょっと確認取れないんですけど、申請として、確かに、「あれ、この申請大丈夫かな」というので見ますので、例えば、名前を見て、親御さんだったらいいのかもしれないし、一律駄目にするかというところはありません。ただ、おっしゃっていただいたように、それが発見する何かのきっかけになると思うので、サービスインまでにそこは整理をしたいと思えます。

会 長：B委員、お願いいたします。

B委員：先ほどの郵送をより便利にするので、郵送の申請よりも、たくさんの証明書を要求したりするという方向ではないということ、さっき税務課長のお話ですよね。今の質問については、お答えは分かりました。

別の件なんですけれども、グラファー社のプライバシーポリシーの中で、通しページの15ページの4、個人情報の利用目的というところで、1の自治体向けソリューションの(1)のポツ1のところとかですかね。利用状況に関する情報の集計とか、分析とか、こういうところで別に匿名化するとは書いていなくて、利用者が、申請する人ですよね。証明書とか取得する人が当社に提供する情報を利用しますというふうになっているんですよね。このことというのは、その後の通しページの17ページで、2の個人情報に関するところの具体的な中なんですけど、丸ポツの六つ目、七つ目とかで、六つ目がダイレクトメールとか、広告宣伝にというところがあって、七つ目は、広告配信に関する統計効果等の把握等のためということで。これは、割と、このシステムを提供しているグラファー社のためのデータ利用になると思うんですよね。マーケティングであったり、その結果を後のほうで、匿名化した場合になってま

審 議 経 過

No.9

すけど、ほかの自治体とかに対する報告として、このサービスの報告効果とか、そういうものの宣伝に使えますよというところもあって。そこら辺が何か申請する区民のほうは、行政サービスに今までだったら委託を受けて関わっているというふうなイメージすると思うんですけど、そういう業者さんというのは、そこで得た個人情報を自社の広告とか、ダイレクトメールとか、そういうことに利用しないという信頼があるのではないかと思ひまして、そこら辺が、目的外利用ではないかなというところを強く感じました。

先ほどの15ページに戻ると、もう一つは、クレジットカードの下4桁のみ保有する場合がありますというのが、(1)の中の丸ポツの四つ目にあるんですけど、これもどういう場合取引等の管理のためというのはどういう場合かというのが、この資料の中には出てこないの、それもちよっとはっきりさせたほうがいいのではないかと感じています。

取りあえず、では、このグラファァ社のプライバシーポリシーのところについて…

会 長：ただいまのご質問について、事務局のほうからお願いいたします。

総合窓口課長：今回のサービスは区が提供しているんだから大丈夫だろうということで、区民の皆さんは安心して利用してもらえらるのだろうと思います。ただ、前提として、区民の皆さんは、きちんこのプライバシーポリシーを理解していただく必要がありますし、我々も、我々用の利用規約の中で、このサービスを利用するということです。

ただ、それでは丸投げになってしまうので、やり方はこれからですけども、区のホームページに、例えば、こういう場合もありますよ。皆さんもプライバシーポリシーを一言一句、漏らさず読むのはなかなか難しいと思いますので、区のほうで広報するときとかに、どこまで書けるかはあるんですけど、こういうこともありますよという注意書きみたいのを書くとか、もしデータを利用される場合があるのであれば、注意喚起をするということにしたいと思います。

クレジットカード4桁表示というのはよくありますけども、複数枚持っている方がいて、何かの問合せのときとかに何かしらがないと分かんないので、私もよくやりますけど、大体下4桁が分かれば、こちらのカードだなというのが分かるので、そういう何かあったときの対応ということだろうと思います。

会 長：B委員。

B委員：このプライバシーポリシーをもってやっているグラファァ社に、ここを利用しないようにということはできないし、こういうものだというふうに情報開示した上で区民の方、区民に限らないと思うんですけど、申請の登録、アカウント登録してから使う。そこをやってもらうようにするしかないということですかね。分かりました。取りあえず、今の答えは分かりました。

すみません。最後のなんですけど、参考資料4の契約書、先ほどお話あった、利用約款、約款なんですよ。約款なんですけども、先ほどA委員からもお話あったんですけど、グラファァ社が作って、この形でだけ受け入れるということになっているわ

審 議 経 過

No.10

けなんですけれども。例えば12条で、通しページの25ページで、本サービスの内容の変更なんですけれども、当社はお客様に通知することなく、本サービスの内容を変更することができるのか、割と、やっぱりさっきA委員もおっしゃっていたように、グラファー社にとって有利な内容も、約款なので当然ですけど、規定しているんですが、ちょっとあまりにもというふうを感じる条項が12条とか、あるかなと思っ
ていまして。あと、個人情報が出てくるところでは、第8条、通しページの23ページの3項のなお書きのところなんですけど、これは、第8条はお客様設備ということで、自治体のほうの設備を利用する、設定するときということなんですけど、ここで、3項で想定されている自治体から提供する資料というのはどういうものなのか、個人情報を含む資料とかそういうものが設定、設備として必要な場合はどういう場合なのか、ここはどういうふうに区のほうでは解釈というか、お話を聞いてもらっ
るかということをお願いしたいと思います。

以上です。

会 長：事務局のほうはいかがでしょう。

お願いします。

総合窓口課長：先ほどのとおりで、基本的には、個人の情報は渡さないですけれども、ほかのシステムとかでもありますが、個人の氏名は分かんなくてもどういう状況かとか、ステータスとか、そういうものが分からないと解決できない場合もあるので、そういうところを指してるのかなと思います。仮に、マスキングしてても渡すときは、名前だけではなくて、それは慎重にやらなければいけないので。恐らく、そういう場合だろうと思っています。

会 長：B委員どうぞ。

B委員：8条3項の文言が、何か、トラブルが起こったときの申請に対する対応というふう
に読めなくて、何かこのサービスの公開に当たってということだったので、何か、一時的な最初にスタートするときのことなのかというふうに思ったんですけれども、もしあれだったら、グラファー社でこの第8条を置いているところのももとの想定
の意味を聞いていただいてもいいのではないかと思います。

会 長：課長、お願いします。

総合窓口課長：先ほど、別の委員の方から、別のところでお話あったように、例えば、先ほどの個人情報の特記事項の抜け漏れのところではないですけれども、この約款のところも、委員おっしゃられたように、きちんとどういうものかを確認をして、そう
ですね。約款に書いてあるんで書いてしまって、それで締結してしまうと、確かに飲まないといけないかもしれませんが、それにしても細かいところというのは決められるとは思
うので、約款は変えなくても。そういう確認をした上で折衝なりというのはしていき
たいと思います。

会 長：C委員、お願いします。

C委員：私、これに関しては、今いろいろ指摘があったような様々な危険性があるので、私個人が使うかということ、多分使わない気はするんですけれども、ただ、使いたい人

が使うということであるのと。あと、こういうふうなシステムを拡充していく方向で、今後、行政というふうなものが進んでいくというふうなことで、現在トライアルアンドエラーの段階なのかなというふうな気はしているんです。

ですので、今、様々あったようなリスクについて、十分に区民が利用に先立って認識できるような形での広報というふうなものを行うのであれば、そういう様々なリスクがあるというふうなことを十分に理解した上で、なお使いたいというふうな方がいるのであれば、使っても構わないとは思っています。だから、広報のやり方でこんなに便利になりましたということだけでいくと、非常に問題がある。そういうふうな広報の仕方をしがちになるので、それは非常に問題があるので、今、指摘があったような様々なリスクについて、十分に説明するというふうなことは必要で、その上で、なお使いたいというふうな方がいるのであれば、やむを得ないのかなというふうな気はしているんですが。

ただ、ちょっと一点気になったのは、印鑑登録証明書にだけ条例改正入るといことなので、一般の手续としては、条例で政策的な妥当性というのが決まった上で、ここの審議会に係るというふうな流れで、要は、この審議会で先に、条例に先立ってこういうふうなことをやるべきだというふうに決めるまでの民主的な正当性というのは、この審議会はもっていませんので、一般には条例改正してから、条例改正必要な部分については諮問がかかってくるというふうなことになってくるんですが、この条例改正とはどういう趣旨で行われるもので、なぜ印鑑登録証明書だけ条例の改正が必要なのかというふうなところについてお聞きしたいんですけども。

会 長：課長、お願いいたします。

総合窓口課長：先ず、印鑑登録をしたときに印鑑登録証をお渡ししています。印鑑登録証明書を請求するときは、コンビニ交付は除くんですけども、印鑑登録証を提示しないと、証明は交付できませんというふうに規定されています。さっき申し上げたように、コンビニは自動交付機みたいなものですから、申請に対するではないんですけど、窓口に来たとき必ず印鑑登録証がないと駄目です。郵送請求の場合、その扱いができないので、印鑑登録証は、郵送請求は受けていません。

今回のこの電子申請については、先ほど申し上げたとおり、マイナンバーカードを使った厳格な本人確認もあるので、このケースについては、印鑑登録証を提示しなくてもいいですという条文を加えます。そういった縛りがあるのは印鑑登録だけなので、印鑑条例のその部分を、電子申請のときは印鑑登録証は要りませんという内容を加える。

加えて、郵送先は、住民登録地に送りますという、その二つセットで条例に加えるという形になります。

C委員：なるほど。印鑑登録証明書について、印鑑登録証を提示しなくてもいい方向で、手続を変えていくべきだというのは、これは総務省か何かの指針か何かがあって、それに従ってやっているという感じなんですか。

会 長：課長、お願いします。

審 議 経 過

No.12

総合窓口課長：窓口で印鑑登録証はなくても、本人確認でも出せるという意味合いでおっしゃっているのであれば、そこまではやっておりません。印鑑登録証を使うメリットというのは、それは代理人が持っていれば、委任状なく出せるところ。印鑑登録証には氏名も住所も書いてないので、そのカードを持ってきて、ちゃんと申請書に書ければ出しますという扱いをします。

代理人がちゃんと申請できるようになっているので、今それをやめるつもりはありません。例えば、マイナンバーカードを印鑑登録証と兼ねることもできますが、それはマイナンバーカードの普及率がもっと上がないと駄目だろうと思っていますし、おっしゃってるところは、ちょっと、時期的に早いかなと思っていますので、現段階では先ほど申し上げたとおり、電子申請の場合に要らないというのを条例に加えます。

ただ、この先、まだ、どのタイミングなるか分からないですけれども、登録証なしでも、なしというのがマイナンバーカードと統一するみたいなことかもしれませんけど、ちょっとこの後の議論になっていくかなと思います。現時点では、そこまでは考えておりません。

C委員：なるほど。最低限言っておくべきなのは、この審議会ですべて承認したからといって、我々、条例改正について何らかの態度表明をしたわけではないというふうなところは、注意しておく必要があるかなと思います。条例改正すべきかどうかは議会のほうで決めていただくというふうなことです。仮に審議して、私が承認するとしても、その意図は、印鑑登録証明書に関する条例改正については、何らかの態度を表明するわけではないというふうなことは、一応申し上げておきたいと思います。で、恐らく決を採る場合もそういうことになるのかなというふうな気がいたします。

会 長：課長のほうから、今のお話はそれでよろしいですか。

総合窓口課長：委員おっしゃられたように、ここで仮にご承認をいただいたとしても、それが印鑑条例の改正の審議には影響しないということで。万が一そちらで駄目ですと言われれば、印鑑登録証明を除いた部分でのサービスインはできるかなと思ってますので、そういったことになるかなというふうに思います。

会 長：ほかにご意見、ご質問はありますか。

D委員、お願いします。

D委員：ありがとうございます。様々ご議論いただいて、課題なんかは、今出てきたのかなと思いますけども、ちょっとそもそもなんですけども、そもそも論なんですけども、このオンライン申請事業ということで、特に資料1の背景と目的の中で、従来である窓口と郵送とマイナンバーカードを使ったコンビニ、いずれにしても出かけていかないと郵送についても、小為替の購入ということで、郵便局行かなければいけないわけですね。そういう意味では、様々接触しなければいけないというところが、こんなコロナで、何とか接触もしないで、非接触型でできる方法として、一つ考えられたんだろうなというふうに思います。この利用者の申請の流れを見ても、自宅で、時間的には制限ないと思いますけども、何時でもできるみたいなことになってきたんだ

審 議 経 過

No.13

ろうなと思いますけど、その辺はいかがなんでしょうか。背景としては。

会 長：課長、お願いいたします。

総合窓口課長：委員おっしゃるようにコロナの影響もありまして。来なくても手続が済むようにというふうに、区の中でいろんな事業を整理しているというのがありますし、デジタルトランスフォーメーションということで、電子化を進めているという背景もあります。

ここに書いてある窓口とか、コンビニとか、それぞれの状況の方が使いたい、使えるものを選んでもらうようになっていきますので。それに郵送が、もうちょっと使いやすくなりますよというので、今回ご提案をして、コンビニみたく即時性はないのですが、コンビニと郵送の間ぐらいな、もう一つの道というのを提案して、お客様にとって使いやすいものかなというふうに思っています。

会 長：D委員、お願いします。

D委員：そういった意味では、非常に有効だというふうに思っております。もう一つ、具体的に今、先ほどの申請から約2日、5日で送られてきますよということなんですけど、現状、この郵送でお願いした場合、日数だとか、費用面でどのぐらい変わってくるのかという点をちょっと聞きたいと思うんですけど。

会 長：課長、お願いします。

総合窓口課長：日数、時間の面ですけれども、先ほど委員もおっしゃっていただいたように、まず、事前の準備として、定額小為替を郵便局に買いに行かなければなりません。その日数が必要ですし、送っていただいてから、今、例えば電話でお問合せがあれば、1週間から10日とか、物によっては10日かかるものもあるので、投函してから区に着いて、区からお返しするのにそのぐらいかかるという説明をしています。それがお客様からこちらに送ってくる部分、時間的にはそこがかなり削減されますので。こちらでデータを審査した上で郵送する。それが結局、2日から5日で済む。短縮はされる予定です。

あと、費用面で申し上げますと、定額小為替を購入する手数料が200円かかります。あと、お客様からこちらに送っていただく郵便代が大体84円。定型25グラムでそうだと思うので、その分が要らなくなるということです。

会 長：D委員、お願いします。

D委員：分かりました。そういう意味では、先ほど言ったように、自宅で、高齢者も含めて、どうしてもという方については、これは利便性があるのだらうなというのを思います。ただ、先ほどの課題も様々ありますので、先ほどのリスクの開示だとかは、大変重要な話だと思いますので、その上で、私自身は是として考えております。

以上です。

会 長：ほかにご意見はございませんでしょうか。

B委員、お願いいたします。

B委員：すみません。窓口課での記録とか、証明書とかで、ご本人や、その世帯以外の方が取った場合、本人への通知、本人というか、例えば戸籍謄本ですとか、住民票ですと

審 議 経 過

No.14

か、他人からの請求のときに、本人への通知というのは、どの程度されていましてでしょうか。

会 長：課長、お願いいたします。

総合窓口課長：そういった取扱いがあって、よその自治体でやっているのは承知をしておりますが、本区では取扱いは今のところございません。

会 長：B委員、お願いします。

B委員：意見というか、普段、私は証明書の取得とかに非常にたくさん関わってるので、利便性は分かりますし、郵送の場合、皆さんが慣れない小為替を買って有効期限もあるものだし、戸籍謄本でこれだけでは足りないよと言われれば、また追加して送らなければいけないとか、いろんな手間があるのは分かりますので。それともちろん、コロナがなくてもデジタル化の手段として進めていくべき、行政の利便性ということは、国民にとって必要なことだとは思っているのですが。ただ、やっぱりこのグラファー社の約款がいやなところがいっぱいあるなという感じで、それがここ一社しかないということが、ちょっとそうなんだ、知らなかったというか、ということは、今、全国の自治体が皆さん、グラファー社を使うしかないという状況なのですかね。そうなるとう何か、今のところで必要性和代替する業者がないとなると、しょうがないという面も出てくるんですけど。それにしても……。そうですね。先ほど申し上げたような点は気になったところです。意見にとどまりますけども。

会 長：課長、お願いいたします。

総合窓口課長：我々がこれを準備する段階ではそうでした。ただ、今後、恐らく別のベンダーさんでも出てくるだろうと思いますし、そうやって駄目なやつは淘汰されていくと思いますし、我々はこれをずっと使い続けるわけではないので、もしこれが駄目で、違うほうがよければ、そちらということも考えられますので、そこはしっかりと見ていきたいと思います。

会 長：大体意見も出そろいましたので、それでは、ただいまのこの事項につきまして、これを是とするか非とするか、確認をさせていただきたいと思います。

是とする方は挙手をお願いいたします。

(挙 手 多 数)

会 長：賛成多数ということで、是とさせていただきます。

それでは、次の諮問事項に移らせていただきます。

区民相談課長：次の資料2、諮問第2号について、子ども家庭部子育て支援課長、児童相談所設置準備担当課長よりご説明申し上げます。

児童相談所設置準備担当課長：すみません。私のほうからご説明をさせていただきます。諮問資料の……。

会 長：着席していただいて、結構ですので……。

児童相談所設置準備担当課長：すみません。ありがとうございます。それでは、座って説明させていただきます。

それでは、諮問資料の2のほうをお取り出しいただければと思います。

審 議 経 過

No.15

業務委託の内容になります。件名でございます。児童相談所における夜間・休日電話相談（全国共通ダイヤル189を含む）受付業務委託に係る措置でございます。

2の委託内容でございます。まず、本業務は、児童相談所の閉庁時における児童虐待等に係る通告・相談の受付及び児童の安全・安心を確保するための実施委託となっているところでございます。

この内容につきましては、こちらに記載のとおり、1のところにあります。児童虐待の防止等に関する法律の第6条、並びに児童相談所の運営指針第3章の第2節に記載してあるものを踏まえ、当直の体制の整備などを自ら通告を受けて適切な対応が図れるような体制の確保に努めるということが示されているところでございます。

これに従いまして、児童福祉の専門機関として、夜間・休日の執務外時間の、相談・通告にも適切に対応するための、いわゆる児童相談所の閉庁時における通告・相談受付を児童相談に精通する業者に電話委託等を行うことによって、児童相談所職員との連携によって、いわゆる児童の虐待通告等の緊急時に対して、即対応し、また安全の確保を行うといったものになります。

主な委託の内容についてでございますけれども、虐待の通告の関係で言いますと、全国共通ダイヤル189の電話受付が一つあります。また、虐待等に係る通告・相談の收受という部分も業務として発生するところでございます。

また、区が定める基準がございまして、それに従って緊急性が問われる案件については、区の児童相談所の職員に、特に係長になりますけれども、そちらのほうに連絡を行うといった業務も入っているところでございます。

また、受け付けた相談につきましては、電話・FAX・メールにて区のほうに報告を行うこととなりますが、なお、FAX・メール等につきましては、個人情報が入りますので、それについての対応も留意した形の方法を使って行うということを考えているところでございます。

2の該当者につきましては、児童虐待等に係る通告・相談者ということで、想定としては、まず300人程度ということを考えているところでございます。

委託の理由につきましては、豊島区における児童虐待の相談・通告の件数は、年々増加傾向にあるということです。夜間・休日においても虐待等の相談・通告に係る相談が想定されるということで、受付の相談体制、これを構築する必要があるというふう考えているところでございます。

そういうことから、児童相談所業務のノウハウを持つ事業者を活用して、業務委託をすることで、特に夜間・休日における相談受付が可能となって、先ほどのとおり、児童の安全を図る上でも効果的であるというふう考えているところでございます。

効果につきましては、先ほどの説明のとおり、児童の安全確保、また、児童虐待の早期対応ということの効果として考えているところでございます。

3番の一括承認基準の該当の有無でございますが、類型はございません。個人情報の項目についても該当がございません。また、4番の過去の類似案件につきましても

ございません。

5番の諮問理由でございますけれども、本事業は新規事業であって、一括承認の基準に該当しないといったところでございます。

また、取り扱う個人情報につきましては、別表6、取り扱う個人情報の項目をご用意させていただきました。お手数ですが、1枚めくっていただきまして、資料2(別表)をご覧くださいと思います。

今回の業務で取り扱う個人情報の項目につきましては、①から⑮までを想定しております。①から⑥と、⑨は当該児童に関わる情報を収受するという形です。また、⑩から⑬につきましては、通告する側、つまり通告者の情報を収受する形になります。

また、⑭につきましては、いわゆる通告・相談内容も一般的に、そういったものも収受するような形になります。その中にも幾つか個人情報が入っているというふうに想定されておりますので、そういう記載をさせていただきました。

また、⑮につきましては、①から⑭に付随する様々な情報、本人の身体状況であったりとか、個人として特定できるような情報等もございますので、そういったものについては、区として事前に協議をして、その取扱いについて、事業者にそれを取り扱っていただくというふうに考えているというところでございます。

それでは、1ページ目に戻っていただきまして、7の情報の保護でございます。別紙1の特記事項のとおりというふうになってございます。

8の審議する対象の範囲についてでございますけれども、(1)受託事業者が夜間・休日電話相談、いわゆる共通ダイヤル189を含む、この受付業務の際に、必要な対象者の個人情報を収集する際の取扱いということが一点、また、受託事業者から区へ、収集した個人情報を提供する際の取扱いが2点目、そして最後に、受託事業者が収集した個人情報を区のほうに返還するといった取扱いが3点目というふうになっているところでございます。

委託先につきましては、この事業については、一応、プロポーザル方式で事業者の選定を考えているところでございます。

最後、10番です。締結予定日につきましては、本審議会の承認後という形にさせていただきます。

すみません。それで少し、ちょっと事業というか、この業務の流れをご説明させていただこうかと思っております。資料のほう、ちょっと9ページのほうを見ていただければと思います。資料2の別紙2でございます。児童相談所における夜間・休日電話相談(全国共通ダイヤル189を含む)受付業務委託の流れというふうになってます。

先ほど、諮問事項として、いわゆる委託の範囲を1から3でご説明しましたが、今そちらのほうの記載のとおりになっています。

その下のほうの図なんですけど、右側のほうを見ていただきまして、まず、虐待・通告、虐待等の通告に対して、相談者の対象を300人と想定しておりまして、通告者のほうから電話が入ります。業者のほうに電話が入ります。そうしますと下のほう

審 議 経 過

No.17

に、受託事業者がそれを受けまして、少し左のほうに寄っていただきますと、収集した個人情報の提供ということで、(2)と書いてございますけど、その下のところの箱の中で、受けた内容において、虐待通告・相談で、虐待通告の、通告や相談、また併せて、虐待以外でも緊急性が高い相談や、例えば判断できないような相談があった場合には、まず第一報電話にて、区のほうに連絡があります。その後、FAXにおいて書面で、その状況をお伝えすると。区のほうに情報提供すると。最後に、その情報の最終的な、正式な状況の内容をメールにて区のほうに提供するといった流れです。

その下のところにつきましては、虐待以外の相談で緊急性が低いと判断されるような相談につきましては、児童相談所としてはメールで受け付けますけども、対応としては、翌日に対応しますので、一応メールで受付をしまして、翌開庁日にその報告を受けるような形を取っているところでございます。

それで、区のほうが情報をお願いしますと、当然、児童福祉司等が、その業務を内容によって業務を遂行していくわけでございますけども、この表の一番左のほうに、警察等も絡んでおりますが、警察との連携も当然必要となっておりますので、警察も絡んでいるような表は、そういったところになっているところですよ。

また、区から相談者のほうの矢印、ちょうど真ん中のところにありますけど、必要に応じて通告相談者に連絡して、さらに情報を収集するというふうになりますが、基本的には、夜間・休日に委託業者から情報が入りますが、その委託業者のほうが、いわゆる、改めて確認の電話をしてもいいかというところの通告者からの確認が得られれば、区のほうは、委託業者からいただいた情報で足りないところについて、実際に通告者のほうに連絡をして、さらなる情報収集をするといった流れも考えているといった内容になってございます。

非常に雑駁ではございますが、私のほうの説明は、以上となります。よろしく願いいたします。

会 長：それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問はありますか。

では、C委員からお願いいたします。

C委員：これ非常に重要な公益を実現するためというふうなことは分かるんですけど、ただ、これは、もし非常に重要過ぎるというふうなことになる、児童相談所が自分でやらないといけないというふうなことになってきますので、そこら辺のバランスがどういうふうになっているのかというふうなことをお尋ねしたいんですが。まず、これは、これまでの行政サービスを切り下げるものなのか、切り上げるものなのかというふうなことで。これ189の受付業務とかは、これまで児童相談所がやっていたけど、それを外部に、189の受付とか、あるいは開庁時における対応は、児童相談所がやっていたんだけど、それを外部に委託するというふうな方向の、つまり行政サービスの切下げの方向なのか、それともこれまで夜間とか休日の受付は全くしてなかったんだけど、新たに始める、つまり行政サービスを切り上げる方向での議論をされているのか、どちらの方向の議論なんですかね。これって。

会 長：課長、お願いいたします。

審 議 経 過

No.18

児童相談所設置準備担当課長：こちらのほうは、これまで夜間・休日対応については、一切区としては行っておりませんでしたので、児童相談所の設置に当たって、この休日・夜間の相談受付を行うということで、サービスの切上げというか、そういった形になります。あわせて、児童相談所の業務として189の対応、あるいはその夜間電話の対応はいたしますけども、往々にして、各児童相談所におきましても、こういった受付業務、夜間の休日受付業務につきましては、職員ではなくて、業者に対応していただいて、その内容を踏まえて、児童相談所が適切な支援をするために動いていくといった、そういったロジックで使っている事業というふうな形になってます。

会 長：C委員。

C委員：なるほど、つまりはちょっと仕組みよく分かっていないんですが、これまで189に掛けると誰が対応していたんですかね。

会 長：課長、お願いいたします。

児童相談所設置準備担当課長：すみません。189は全国共通ダイヤルですので、通告された電話は、各所管の児童相談所のほうに、業者から児童相談所のほうに電話が割り振られていくような仕組みになっているということです。ですので、本区についても、同じような仕組みの中で、豊島区の児童相談所に、189の豊島区のケースについて、電話が振り分けられていくというようなものになります。

C委員：なるほど。だから、これまで東京都がやってた。

会 長：課長のほうからお願いいたします。

児童相談所設置準備担当課長：すみません。現状は、現在、豊島区は児童相談所がございません。令和5年2月に開設をいたしますが、今の豊島区の相談ケースについては、東京都の児童相談センターが所管をしております。その所管が、今度は豊島区に移るわけですので、東京都がやっていた業務が、今度区のほうで行うといった形になるというふうにご理解いただければと思います。

C委員：なるほど。東京都もこれは外部委託していたんですか。

児童相談所設置準備担当課長：はい。そのとおりでございます。

C委員：なるほど。ということは、仕組みは変わらないというふうなことなんですかね。

児童相談所設置準備担当課長：そのとおりでございます。

C委員：分かりました。だから、行政サービスは特に変わらないというふうなことで、理解はいたしました。

一応、ちょっと気になるのは、緊急性が疑われる案件とかもあるというふうなことなのですが、区が定める基準により、緊急性が疑われる案件ということで。まずこの基準というのは、専門業者であれば、ある程度明確に判断できるような基準なのかというふうなことと、あと緊急性が疑われる案件というふうに言う場合でも、児童相談所に夜間かかってくるようなものの緊急性というのは、基本的に児童相談所自身がすぐに対応しなければいけないというふうなものではなくて、ある程度やり取りでつないでも大丈夫なものというふうな理解でよろしいのか。

つまり、これ110番とかで警察に掛けて、警察につながらないで、何か外部の委

審 議 経 過

No.19

託業者につながって、ではちょっと警察につながりますとか言われると非常に困る。ですけれど、そこまでの緊急性はないものなんですかね、これって。緊急性が疑われる案件というのは、何かそういうふうな外部委託できる程度のものなのかというふうなことをちょっとお尋ねしたいと思います。

会 長：課長からお願いします。

児童相談所設置準備担当課長：緊急性が疑われる案件は、基本的には児童相談所が動く案件として整理いたします。特に、さらに、もっとリスクの高い連絡につきましては、往々にして警察のほうに相談者が連絡するということがありますので、その際は警察がダイレクトに動くような形になります。

あと、業者のほうのいわゆる緊急性が疑われるかどうかの、いわゆる目安につきましては、区側のほうからリスクアセスメントシートとあって、その緊急度の高いか、低いかというところの表を、一定程度のもの、全国レベルもありますけども、それを示しまして、それを基準に判断をしていただくというふうにございます。

C委員：分かりました。ありがとうございます。

あと一つ、この受託業者の守秘義務についてお聞きしたいんですが、この受託業者の守秘義務というのは、児童相談所の職員に関しては、児童福祉法の61条で守秘義務を課されますが、個人情報保護条例の47条を、特記事項の19条で取り込んでいますが、基本的には児童相談所の職員に課される守秘義務と、これから個人情報保護条例の47条と、この特記事項の19条で課される守秘義務は微妙に要件は違うんですけれども、秘密を漏らした場合に処罰されるか、保有個人情報を漏らした場合に処罰されるか、あるいは正当な理由なく漏らした場合か、それとも積極的な利得目的が必要かとか、違うんですけれども、この両者の齟齬というふうなものは、何か重大な相違ではないというふうに考えてよろしいのか。要は、児童相談所の職員に課される守秘義務と、それから受託業者に課される個人情報の漏示に対する罰則というふうなもの、若干要件違うので、ここら辺の要件について、どういうふうに考えたらいのかというふうなことをお尋ねしたいと思います。

会 長：課長、お願いいたします。

児童相談所設置準備担当課長：基本的には、今回、業務委託ということになりますので、委託業務という範囲の中で、規定されている、いわゆる個人情報の特記事項に従った内容で規定をしたいというふうに思っております。様々な業者がある中で、電話相談委託につきましても数多く経験をしているところもございますので、プロポーザル方式という中では、そういったことも見ながら、適切な業者を選択していきたいというふうには考えているところもございます。

C委員：つまり、回答としては、両者の範囲は実質的には異ならないので、この罰則で対応できるというふうな趣旨のご回答ですかね。

児童相談所設置準備担当課長：はい。そのとおりでございます。

C委員：そういうふうな趣旨の回答であれば、一応、承知いたしました。

審 議 経 過

No.20

会 長：よろしいですか。

A 委員、お願いいたします。

A 委員：私も最初、189の対応を一番最初にするのかとちょっと勘違いしてたんです。それだと大変だなというか、全国から来てしまうのにと思ったんですが、189で受けたものが、既にその所管の部分のところに来たところから、夜間・休日に対応するという、そこからの対応だというのがちょっと分かったのと、それ以外にも、189以外の電話番号も持つようになるということなんでしょうか。

会 長：課長、お願いします。

児童相談所設置準備担当課長：開庁時に使う電話が、閉庁時にもその電話が使える形になりまして、いわゆる児童相談所の連絡が夜間・休日も受けられるということで、その回線が1本、189以外に用意するという形になります。

会 長：A 委員。

A 委員：それで、さっきちょっと、アセスメントシートで緊急かどうかを判断して、必要なときは係長職に、当番係長へ連絡を行うというふうになってるんですけど。ちょっとすみませんが、ある程度の個人情報をもって、事業者が例えば、要注意児童家庭はここですよというリストを持って、はっきり言って。それでそういうところについての情報が来たらすぐ連絡するというと、結構簡単という悪いけど、やりやすいと思うんですけど、そのアセスメントシートなるものを見て、これは必要だとか、必要ではないというのを、ここで判断するのは相当大変、技術が必要なような気がするんです。私が言ったように、ある程度の個人情報を持つような形にはならないのか、なるのか。その辺、どうなんでしょうか。つまり、児童相談所のほうから、ここと、ここと、ここは、もし電話があったらすぐ連絡してくださいみたいな、そういうやり取りというふうになるのか、ならないのかを教えてください。

会 長：課長、お願いします。

児童相談所設置準備担当課長：今、委員のご指摘いただきまして、まさにそのとおりで思っております。実は、業者が判断するというのをアセスメントシートで基準を設けますけれども、なかなかそのケースによってどういう判断するのかというところの迷いがあると思います。まず児童相談所は、48時間以内に現認をして、子供、児童、安全を確保するということが第一義的な目的になりますので、少なからず、区として、この項目、この項目について相談を受けたときに。チェックが入るようなことについては、それはもう必ず児童相談所のほうに対応するんだというようなことで、そういった基準の中でも、新たにその部分はしっかり詰めていった形で業者にはお願いをしたいというふうに考えているところです。

会 長：A 委員。

A 委員：改めてちょっと言うのですが、例えば、要注意家庭のリストみたいのは渡さないということでよろしいんですね。

児童相談所設置準備担当課長：はい。そういった個人情報を事前に渡すことはございません。

審 議 経 過

No.21

会 長：A委員、お願いします。

A委員：そういう中で改めて、本当に相当の経験が必要だし、責任も大変重いというふうにもなるなというふうに思っています。先ほど、結構事業者もいっぱいあるんだというか、幾つかかな。いっぱいあるのか、それとも大手があるのか、ちょっと分からないんですけど、変な話、ボランティアみたいなことでは絶対できないような仕事かなと。あるいは、コールセンターみたいなところではもう全然、対応できないようなところだと思うんですけど。そういう意味では、とはいえ、実際にこれまでもやっていた業者もあるわけなので、ゼロではないと思うんですけど、一般的にどのぐらいの事業者数あるんでしょうか。一般的というか、どのぐらいあるんですかね。

会 長：課長のほうから。

児童相談所設置準備担当課長：うちのほうは3者を見積もりまして、そのほかに、東京都、あるいは全国展開している業者もありますけども、ちょっと数えてはいませんが、一応、3者の見積りを取っているような状況にはございます。

会 長：A委員。

A委員：それで、やはり、特に児童虐待ということでは、悲しい事件がやはりまだ起きておりますしね。やっぱりそういう、その後の対応について、当該やっている、当たっている職員は本当に頑張ってやって、ただ、やはり、ああいう結果が起きるともう、すごいそれだけで多分、対応していた人たちも本当にすごいダメージを受けるようなことにもなっているというふうに聞いておりまして。本当にそういう意味では、そういう悲しい結果にならないようにするためにということでは、本当に、特に夜間とか、休日ということについては、これが必要な事業かなと思います。

あとは、先ほどの関係で、個人情報の関係はかなりやっていただけるということで、その辺は納得をしております。

以上です。

会 長：E委員からお願いいたします。

E委員：私、市民の立場で、あるいはマスコミとか、事件が起きた結果として判断するというようなことしかないんですが、思うのは、そういう事件が起きる前の段階で、一番大きいのは、やっぱり福祉事務所の職員の方々がどの程度の踏み込みができるかというところの情報が、従来あまりなかったのかどうか。それからまた、これによって、それがある程度改善されるということであれば、私としては賛成いたしますが。ただ、情報は来ても、現場の職員が動けない、あるいは判断できないということによって、大きな事件に発展してしまうというのは、一番残念な結果になると思うんですね。そういった意味で、この情報提供は、そういう事件の発生を未然に防ぐ効果になるということであれば、私としては行政を信頼して、そういう対応をお願いしたいなというふうには思います。

一意見ということです。

会 長：ほかの委員のご意見、ご質問がおありでしたら。

ございませんようでしたら、ただいまの事項につきまして、是とするか、非とする

審 議 経 過

No.22

か、確認をさせていただきたいと思います。

是とする方は、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長：全員挙手ということで、是とさせていただきます。

それでは、次の諮問事項に移らせていただきます。

区民相談課長：次の資料4、5、諮問第4号及び第5号について、子ども家庭部子ども家庭支援センター長よりご説明申し上げます。

子ども家庭支援センター長：子ども家庭支援センター所長です。どうぞよろしくをお願いいたします。座って説明させていただきます。

資料4、説明させていただきます。ヤングケアラー実態調査事業に係る個人情報の目的外利用でございます。

国の調査によりまして、小学校6年生の15人に一人がヤングケアラーと言われる大人が担うような家族のケアをしている子供がいるということが、今年明らかになりました。それに合わせまして豊島区におきましても、お子さんへの実効性のある施策を考えるために、今回、実態調査をすることにさせていただいております。それに係る個人情報の目的外利用でございます。

内容でございます。区立小中学校の学習用タブレットをヤングケアラーの調査回答のアンケート回答のために利用するもの、二つ目としまして、対象児童の個人情報をヤングケアラー実態調査のために職員が郵送のための名簿をエクセルで作成するものでございます。

2番、対象などでございます。①としまして、区立小学校4年生から6年生の児童と、中学校全学年の児童・生徒、約7,500人と、②としまして、区内高校生年齢のお子さん約4,500人を対象とさせていただきます。

収集先でございます。子ども家庭支援センターのヤングケアラー実態調査担当となっております。

4番、収集方法でございます。区立小学校4年生から中学3年生までの児童生徒の所有する学習用タブレットにて、アンケートフォームを利用して、無記名にて回答を収集いたします。②番としまして、子ども家庭支援センターが、総合窓口課が所有する住民記録システムから該当するもののリストの提供を受けるものでございます。

5番、理由でございます。ヤングケアラーの支援体制強化実施に向けまして、ヤングケアラーの実態調査を行うものでございます。学校の負担などの軽減のため、小中学生につきましては、タブレットを利用し調査を実施いたします。高校生年齢につきましては、令和4年4月1日付で、高校生年齢児童に対して郵送にてアンケートの依頼文を送付しまして、ウェブ上で回答を依頼させていただきます。高校生年齢児の氏名・住所・生年月日からリスト抽出の作業が必要となっているためでございます。

一括承認基準の該当につきましてはございません。

過去の類似案件でございます。令和2年度子育て世帯への臨時・特別給付金支給事業に係る児童手当等の個人情報の目的外利用となっております。

審 議 経 過

No.23

諮問理由でございます。本事業は新規事業でございます、一括承認基準にも該当しないためでございます。

取り扱う個人情報につきましては、利用するものにつきまして、①所属学校、学年、年齢、アカウントとなっております。こちらは対象者にアンケートを配布するためでございます。②としまして、氏名、住所、生年月日、郵便番号となっております。こちらは、高校生年齢のお子さんに対象者を抽出し、目的外利用する個人情報となっております。

7、目的外利用する時期及び期間としましては、本審議会承認後から令和4年12月末までと予定をしております。

続きまして、資料5をご覧ください。こちらは業務委託に係るものでございます。

件名、令和4年度ヤングケアラー実態調査に関する調査委託に係る措置でございます。

業務の内容でございます。本事業は、令和4年度ヤングケアラー実態調査の業務委託で、内容でございます。①アンケート調査フォームの作成で、小学校、中学校、特別支援学級用を作成していただきます。あと、高校年齢児と関係機関に対してもアンケートを行いますので、関係機関向けのアンケートフォームを作成していただきます。

②アンケート調査依頼文のデータ作成です。それぞれの保護者宛、当事者宛、関係機関向け宛のデータを作成いたします。

③アンケート調査結果の集計・分析・クロス統計・課題分析・国調査との比較をさせていただきます。

④番、報告書を作成し、⑤番としまして報告書のデータを作成し、納品していただくこととさせていただきます。

2番、該当者等でございます。区立小学校4年生から6年生と、区立中の中学1年生から3年生、区内在住の高校生年齢のお子さんと区内の関係機関となっております。

3番、委託の理由でございます。本事業の遂行に当たりましては、短期間で集中的な対応が求められるため、業務を一体的に管理し、各種の業務を相互に関連づけながら円滑に実施する必要がございます。専門的なノウハウを持つ事業者を活用しまして、一連の業務を一括に委託することにより、効率的・効果的な事業執行を行うものと考えております。

4番、効果でございます。専門性を生かしたアンケート調査のデータ作成、調査票の作成、データ集計、分析などを行うことによりまして、より精度の高い調査結果が得られると考えております。

3番、一括承認基準の有無はございません。

4番、過去の類似案件でございます。低所得の子育て世帯生活支援特別給付金、その他事業の委託に係る措置でございます。

5番、諮問理由でございます。本業務は新規事業でございます、一括承認基準に

審 議 経 過

も該当しないためでございます。

6番、取り扱う個人情報につきましては、別表をつけております。別表をご覧ください。6番、「取り扱う特定個人情報ファイル」の項目になっております。

1番、区が収集して事業者に提供するものは、年齢、国籍、性別、学年、学校名、世帯・同居者状況、生活状況となっております。2番としまして、事業者が収集して区に提供するものは、年齢、国籍、性別、学年、世帯・同居者状況、生活状況となっております。

7番、「情報の保護」でございます。別表7の情報保護の項目のとおりとなっております。

8番、審議する対象範囲は、「令和4年度ヤングケアラー支援体制強化事業の流れ」のうち、次の範囲である。流れのほうをご確認ください。資料をつけさせていただいております。別紙2になります。左側が区民の情報で、真ん中が豊島区の業務となっております。右側が業務委託になります。流れについて説明させていただきます。

まず、システムから高校生年齢のデータを抽出させていただきます。対象者のデータの処理をし、宛名を作成し、区から高校生年齢につきましてアンケートの依頼を発送させていただきます。

業務委託のほうは、アンケートフォームの作成などを行っていただきまして、中学校に依頼文を配布し、高校生年齢と関係機関宛の分を区から発送し、小中学生には、アンケートフォームをタブレットのほうに入れさせていただきます。そこから回答をいただきます。

問合せにつきましては、区民からは区のほうに問合せいただきまして、システムの入力に関することに関しましては、委託事業者に、質問の内容などにつきましては、区が応じることになっております。タブレット経由で小中学生につきましては、回答を回収しまして、そのデータを業者のほうに区から提供いたします。そちらでクロス統計などを行っていただき、分析、結果を報告していただきます。

高校生年齢と関係機関につきましては、ウェブ回答となっております。回答フォームから直接業務委託業者のほうに回答が行くことになっております。それぞれの回答を合わせて、中間報告と報告書の作成と校正をお願いしております。そのような流れになっております。

そのうち、アンケート調査の結果につきましては無記名なんですけれども、回答内に年齢、属性、学年、国籍、性別、世帯状況、生活状況などの入力項目が入っておりますので、こちらの個人情報の取扱いについては対象となります。

委託先は、こちらの統計業務を専門としている会社のほうに特命随意契約を予定しております。

契約の締結予定日は、本審議会承認後ですね。事業につきましては、第2回定例会のほうで提案させていただきますので、そちらの承認をいただいてから契約することになっております。

以上になります。よろしく願いいたします。

審 議 経 過

No.25

会 長：それでは、ただいまのご説明につきまして、質問、ご意見はおありでしょうか。

A委員、お願いいたします。

A委員：ヤングケアラーの問題は、特に、本当、過去にもあったんでしょ、なかなか分からないというか、見て見ぬふりがされていたのかもしれませんが。最近注目されています。対応も必要だと思います。ただ、ちょっとこのアンケートを、では、その結果をどう使うのかとか、アンケートの内容についてどうなのかというのがまだ分からないので、そこがちょっと判断に困ってます。つまり、これをやることによって、具体的に、実は本人、気がついていないけど、ヤングケアラーなんだよというような家庭が見つかったときに対応するような形になるのか。そして、それが、では、いいのか。子供たちからの意見で、家庭のことを、子供に聞く部分で子供から聞いて、そういうところをやるということが、保護者もある程度分かるわけなので、保護者からいろいろ起きないかとか、ちょっとそういうところを見たときに、今判断できかねるところがあるんですね。一般的な統計調査的な関係ではなく、今回これ、どうも悉皆的な、ほぼ豊島区の子供たちと、あと高校生の年齢の子供には全部出すということなので、その辺のちょっと考え方をまずお聞かせいただきたいなと思っています。

会 長：課長からお願いいたします。

子ども家庭支援センター長：こちらにつきましては、直接個人を特定して、支援をするための調査ではございません。区として、こういったお子さんに対して、どういった支援ができるのかということ、施策を考える上での方向性を見つけるために、一般的なアンケート、国と同じものを想定しております。無記名で個人が特定できない範囲で収集させていただきます。

保護者向けには、きちんとこういった調査をタブレット上でしますということを連絡させていただいて、お手紙を出させていただいた上で実施する予定でございます。

会 長：A委員。

A委員：そうすると、基本は、統計的なことだというふうになったので、分かりました。そういう観点で質問をします。

それで、先ほどの、そうすると、もう基本的には、では、個人情報としては、よく一般的なアンケート調査やりますよね。あれで無記名で返ってくるのと同じ形のやり方というふうになります。ただ、結構、タブレットでやると、返ってきてない人のことも結構分かってしまいそうな気がするんですね。そうすると、あなたまだやっていないですよみたいな、なるべく全部集めるみたいな、そんな感じのこともできると思うんですけど、それはどんな感じになるんでしょう。

会 長：課長、お願いいたします。

子ども家庭支援センター長：そちらにつきましては、特定しようと思えばタブレットはできるんですけども、そういったことには使わないで、本当に一般的な回答としてやります。あと先生たちに促していただく程度で、やっていないお子さんにはやってくださいという形で促していただいて、回答率を上げたいと思っています。あくまでも、

審 議 経 過

No.26

お子さんたちがきちんと自由に回答できるように、特定しない方針であります。

会 長：A委員。

A委員：豊島区の子どもの権利条例などでも、子供たちが自由に意見を表明できるというか、何と言ったかな。子供の主張する権利というそういうのもあるし、そもそも、逆に言えばヤングケアラーというのは、子供らしく生きる、遊ぶとか、勉強したかったらするという部分をちょっと侵害している面がありまして、昔だったら親の手伝いをする子供はいい子なんですけど、そのことによって友達とは遊べないとか、勉強もできないということになると、それはちょっと違うでしょうと。児童労働的な、虐待というふうにも見れるのではないかというのがありますので、そういう観点なんかからも、今やられているとは思いますが。そういう意味では、その辺の考え方としては、豊島区の子どもの権利条例と、あるいは児童憲章とか、もう一つ権利条約ですか。そういうところも含めて、やっていただくということになるかなと思います。

以上です。

会 長：ほかに、ご意見、ご質問おありでしょうか。

E委員からどうぞ。

E委員：反対とか、何とかいうことではなくて、ヤングケアラーというのは、本当に最近の言葉ですよ。ましてや子供はどういう意味なのかというのは分からないと思いますので、いわゆるそれを前面に出すのではなくて、環境に対する問合せみたいな形で、これは総合的に判断して、ヤングケアラーに相当するのではないかというふうな判断ができるようなアンケート調査といいますか、そういうふうなことができればいいのではないかということでは、賛成をいたします。

会 長：ほかに、ご意見、ご質問がないようでしたら、これを是とするか、非とするか、確認させていただきたいと思います。

是とする方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長：全員挙手ということで、これを是とさせていただきます。

それでは、次の諮問事項に移らせていただきます。

区民相談課長：次の資料3、諮問第3号について、私からご説明させていただきます。資料3をお取り上げ願います。項番1、件名でございます。「新型コロナウイルス等に係る給付金に関する諮問について」でございます。

項番2、諮問理由ですが、豊島区行政情報・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号(行政情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する事項)に該当するためでございます。

項番3、今後の対応ですが、令和2年度以降に実施した給付事業と同内容の給付金を支給する場合は、既に諮問されたものとみなし、事後報告とするというものでございます。

項番4、変更理由ですが、新型コロナウイルス感染症の蔓延による経済状況は悪化を緩和するため、これまで様々な給付金が支給されてまいりましたが、給付金の支給

審 議 経 過

No.27

は単年度事業であるため、国が給付金の支給を決定するごとに個人情報の取扱いについて、関係各課が諮問を行ってまいりました。

そのため、複数年度にわたり、同様の内容による諮問が複数回行われております。

また、困窮者対策といった面から、国の事業実施決定後、素早い対応が求められるものであるためでございます。

項番5、開始日、本審議会承認後でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長：ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお申し出ください。

A委員からお願いいたします。

A委員：実は区議会には、今回臨時会、5月25日の臨時会では、ひとり親家庭への5万円の給付金、これは去年もやったやつと。それから、もう一つは、今年の2月ぐらいに、1月に、多分審議会ですらやった一人10万円の給付を少し拡大しますというのが、補正予算ということで出るんですね。4月28日の閣議決定に合わせてやられるものなんです。その分からもう審議会には掛けないでやるという形になるということなんでしょうか。

区民相談課長：今回の諮問に際しましては、この審議会終了後ということで考えております。

C委員：では、ちょっと補足しますよ。これ、どの時点で決まったもの、要は、多分これ、法定受託事務ではないので、法律の根拠がないので、あくまで区が自主的にやる自治事務なんだけれども、ただ国のほうが事務連絡とか要項とか作って縛ってくるので。要はこれ、審議会承認後というふうに言っていますけど、どの例えば、何か事務連絡が発出された日を基準とするかとか、何かそういうことを知りたいということですよ、多分。どの時点を目安にするのか。基本的に問題ないと思うんですけども。要は、自治事務というふうには言われているけれども、こちらで何か決められるものではないので、ただ、どの時点で発出されたものについてということ、多分お聞きになりたいんですよ。だから、多分、事務連絡が発出された日とか、いろいろあると思うので。

会 長：井上課長からお願いします。

区民相談課長：今、委員ご指摘のように、それぞれ国なりからそういった通知が参ります。

それを受けて、これまでも諮問してまいりましたので、スタートの地点としては、国からそういった制度の説明があった時点、通知が来た時点というふうに考えます。

会 長：部長からお願いいたします。

政策経営部長：今回資料として、令和2年度以降に諮問された新型コロナウイルスに係る給付金一覧と出ていると思うんです。今回、諮問させていただきましたのは、今後の対応として、令和2年度以降に実施した給付事業と同内容の給付金を支給する場合というふうにさせていただいております。別紙にありますように、同様な給付内容でこれを諮問してご答申いただいたものですが、個人情報についてもこの範囲で使

審 議 経 過

No.28

うもの、もしくはその業務委託で使うものだったりするものについては、同様のものとして扱わせていただきたいということでございますので。特段、別のこと、新しいことをやるということではございません。

C委員：では、つまり事務連絡が来た時点がこれよりも後なので、今言われたようなのは掛けなければいけなくなるのではないかということになるんですよね。今の答弁だと、事務連絡が来た時点ということなので、今言われたものがかかるようになってしまうので。ちょっと時点を明確にさせていただければ、何を基準にかけるかどうか決めるのか、明確にさせていただければいいかなと。要はいつ……。

区民相談担当係長（行政情報）：今年度の4月1日に遡っていただければと思います。それ以降、今年度に通知が来たものに遡ってという……。

C委員：だから自分、私が回答していいのかわからないですけど、つまり、事務連絡が発出された日付が令和4年4月1日以降のものについてという回答をされたほうがいいのではないですかね。

会 長：では、井上課長から。

区民相談課長：すみません。ちょっと混乱いたしまして、申し訳ございませんでした。今年度、令和4年度の4月1日以降の通知にあったものについてということで対象とさせていただきますというふうに存じます。その内容につきましては、今、部長からもご説明させていただきましており、その範囲内のものということで、それを超えるようなものですか、新たに個人情報が必要な場合には諮問するというところで取扱いをしたいと考えております。

会 長：何かご質問とか、ご意見おありでしたらいかがでしょうか。

特にございませんようでしたら、決を採らせていただきたいと思います。

これを是とするか、非とするか確認させていただきます。是とする方は挙手をお願いいたします。

（全 員 挙 手）

会 長：全員挙手ということで、是と確認させていただきました。

本日の諮問事項に関する審議は終了となりました。

次は、報告事項について、お願いしたいと思います。

区民相談課長：続きまして、報告に進みます。報告1「改正個人情報保護法に関する報告」について、前回に引き続き、私よりご報告させていただきます。

報告資料をお取り上げ願います。改正個人情報保護法への対応について、ご報告いたします。

まず項番1、法改正の概要でございますが、3月29日の保護審でご説明いたしました内容の主要な部分をまとめたものでございます。（1）3法の統合、これは行政機関を対象とした行政機関個人情報保護法、そして独立行政法人等を対象とした個人情報保護法、そして、民間事業者を対象とした個人情報保護法、この3法の統合があったということでございます。

（2）地方公共団体についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定と

審 議 経 過

No.29

なっております。これは、法律が直接適用されるということでございます。

(3) 個人情報委員会による法の一元的な解釈と執行の確保。これによりまして、独自の処置が限られるということでございます。

米印のところでございます。改正法施行、地方公共団体関連につきましては、令和5年春を予定しております。

次に、項番2、基本方針でございますが、これは法改正を踏まえたものでございます。地方公共団体の個人情報保護制度は、これまで個別の条例で規定されていましたが、改正法により全国共通ルールとして、国の個人情報保護委員会が解釈運用・監視監督を一元的に担う仕組みが整備されました。こうした抜本的な制度改正に対して、以下の方針により対応するというものでございます。

(1) 法施行条例の制定でございますが、これは個人情報等の保護に関する条例を廃止し、改正法に基づく法施行条例を制定する。次に、行政情報公開・個人情報保護審議会は、現行条例を廃止し、法施行条例に併せて規定する。委員構成については改正法の趣旨を踏まえ設定するというものでございます。

(2) 運用ルールの策定でございますが、これは改正法を踏まえ、本区で積み重ねた個人情報保護制度の運用を再整理する。これに改正法の解釈や諸手続等を加え、運用ルールとして策定するというものでございます。

(3) 検討会の設置。法施行条例の制定及び運用ルールの策定のため、学識経験者による検討会を設置するというものでございます。

次に、項番3、今後の主なスケジュール、予定でございます。令和4年5月、法施行条例制定及び運用ルール策定のための検討会を設立いたします。その後、検討会での検討を随時実施してまいります。

令和4年9月、第3回定例会で法施行条例(案)及びパブリックコメント実施について報告いたします。法施行条例についてのパブリックコメントも実施いたします。

令和4年11月に運用ルール(案)作成の予定でございます。

令和4年12月、第4回定例会で法施行条例、運用ルールを含むものですが、などを上程いたします。

令和5年1月、庁内に運用ルールを周知いたします。

令和5年4月、個人情報保護法施行条例等施行でございます。

米印のところでございますが、法施行条例及び運用ルールの検討について、適宜個人情報保護審議会に報告いたします。

以上でございます。

会 長：報告事項ではありますが、何かご質問がございましょうか。

特にご質問がなければ、これで報告を終わらせていただきます。

本日の議題は、以上となります。

最後に、事務局より連絡事項等がありましたら、お願いいたします。

区民相談課長：本日は、お忙しい中会議にご参加いただき、誠にありがとうございました。

第11期審議会につきましては、今回が恐らく任期中最後となるかと思われま

審 議 経 過

No.30

員の皆様におかれましては、貴重なご意見を多々賜り、ありがとうございました。

なお、第12期審議会がスタートいたしますが、任期につきましては5年3月までとなります。5年4月から法改正に伴う新制度がスタートするためでございます。このため、期間が短いこともあり、現在の委員での継続をお願いいたしたく存じます。

今後、各団体等に推薦依頼をさせていただきますが、その旨、お願いをさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

失礼いたしました。今後も審議会の誠実な運営を心がけてまいりますので、引き続き豊島区の行政情報公開制度及び個人情報保護制度へのご理解、ご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局から以上でございます。

会 長：それでは、本日は、これにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

合 議 結 果	<p>議 事</p> <p>次の諮問事項について審議し、これを承認（答申）した。</p> <p>諮問第1号</p> <p>オンラインによる証明書の申請及び転出届に係る電子計算機の結合</p> <p>諮問第2号</p> <p>児童相談所における夜間・休日電話相談（全国共通ダイヤル189を含む）受付業務委託に係る措置</p> <p>諮問第3号</p> <p>新型コロナウイルス等に係る給付金に関する諮問について</p> <p>諮問第4号</p> <p>ヤングケアラー実態調査事業に係る個人情報の目的外利用</p> <p>諮問第5号</p> <p>令和4年度ヤングケアラー実態調査に関する調査委託に係る措置</p> <p>次の事項について報告された。</p> <p>(1) 改正個人情報保護法に関する報告</p>
---------	--

審 議 経 過

No.31

提出された 資 料 等	<p>資料 1 オンラインによる証明書の申請及び転出届に係る電子計算機の結合</p> <p>資料 2 児童相談所における夜間・休日電話相談（全国共通ダイヤル 189を含む）受付業務委託に係る措置</p> <p>資料 3 新型コロナウイルス等に係る給付金に関する諮問について</p> <p>資料 4 ヤングケアラー実態調査事業に係る個人情報の目的外利用</p> <p>資料 5 令和 4 年度ヤングケアラー実態調査に関する調査委託に係る措置</p> <p>報告 1 改正個人情報保護法に関する報告</p>
----------------	---